

# 木曾岬中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめについての認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気を形成しなければならない。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、個々の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。

## 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されている。

いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることをふまえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 3 いじめ防止対策推進委員会の設置

### (1) 構成

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、  
その他必要に応じて、教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、木曾岬駐在所警察官、学校医等

### (2) 活動内容

- 木曾岬中学校いじめ防止対策基本方針に基づき、適切な学校運営がされているかを常に点検評価し効果的なものになっているか検証を行う。
- 木曾岬中学校いじめ防止対策基本方針の見直しを行う。
- いじめの疑いがある情報があつた場合、会議を開催し、情報共有後、対応にあたる。

## 4 いじめ防止のための取組

- すべての生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うため、道徳教育や人権同和教育を充実させる。
- 生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、生徒自ら主体的に考え、いじめ防止に向けた啓発活動を行う。（ピンクシャツ運動等）

○生徒のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進する。

## 5 いじめへの早期発見

### (1) 観察

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、対応にあたる。いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめ発見に努める。

### (2) アンケート調査

○学期に1回、記名式のいじめアンケート調査を実施する。

○アンケート実施にあたっては、生徒の本当の声が把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する。

○アンケート調査で、訴えのあったものや気にかかるものについては、個別の教育相談を行う。

○QU調査でも、いじめにかかわる質問項目から、必要に応じて教育相談を行う。

### (3) 教育相談

○年2回、教育相談を実施する。

○生徒の立場にたち、カウンセリングマインドをもって実施する。

○スクールカウンセラーによる相談を実施する。

○スクールカウンセラーによる相談について、生徒、保護者へ積極的に啓発する。

### (4) 保護者会

○年2回、三者懇談会を実施する。

○生徒、保護者の立場にたち、カウンセリングマインドをもって実施する。

### (5) 電話相談窓口等の紹介

○電話相談窓口を適宜、紹介する。

「こどもほっとダイヤル」三重県健康福祉部

フリーダイヤル0800-200-2555

毎日午後1時から午後9時まで（12月29日から1月3日を除く）

「いじめ電話相談」三重県総合教育センター

TEL059-226-3779

毎日24時間

「少年相談110番」三重県警察

フリーダイヤル0120-41-7867

月曜日～金曜日午前9時から午後5時まで

土・日・祝日・年末年始を除く※時間外は、留守番電話対応

「北勢少年サポートセンター」四日市南警察署内

TEL059-354-7867

「子どもの人権110番」法務省

フリーダイヤル0120-007-110

平日午前8時30分から午後5時15分まで

「チャイルドライン」NPO法人チャイルドライン支援センター

フリーダイヤル0120-99-7777

月曜日～土曜日午後4時から午後9時まで（12月29日から1月3日を除く）

「子ども人権SOS-eメール」

[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_CH/0101.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html)

(6) 地域や関係機関との連携

- 青少年育成町民会議、木曾岬町人権同和教育研究協議会、CAP 木曾岬、木曾岬警察官駐在所との連携を図り、必要な情報を共有する。

6 いじめへの対処—いじめがあることが確認された場合—

- 直ちに町教育委員会に報告する。
- 校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策推進委員会を中核として、組織的な対応を行う。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- 家庭への連絡や相談を行う。
- 必要に応じて、関係機関との連携をとり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用する。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、①「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。  
(法第28条第1項第1号)

①については、例えば、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

さらに、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものと調査や報告等にあたる。

(2) 報告

学校において重大事態が発生した場合、速やかに町教育委員会に報告する。

(3) 調査

三重県いじめ防止基本方針、木曾岬町いじめ防止基本方針に基づき、町教育委員会、県教育委員会と十分に連携しながら調査・対応にあたる。

(4) 調査結果の提供及び報告

第28条第2項において、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と記載されている。

したがって、これらの情報については関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

(令和7年3月改訂)